

70歳～74歳の国民健康保険加入者 高齢受給者証

高齢受給者証の更新は毎年8月1日です。新しい高齢受給者証は、7月下旬に郵送します。

高齢受給者証は70歳の誕生月の翌月(1日生まれは誕生月)から交付されます。8月以降に70歳になる人には、誕生月の下旬に高齢受給者証をお送りします。



8月1日から 高齢受給者証と 後期高齢者医療保険証

の色が変わります
問合せ 国保年金課 電話 055 948 2905



後期高齢者医療加入者 後期高齢者医療保険証

4月から後期高齢者医療制度(長寿医療制度)が始まりました。現在お使いの保険証は、8月以降使用できなくなります。新しい保険証は、7月下旬までに配達記録の方法で郵送します。8月からはこの保険証をお使いください。

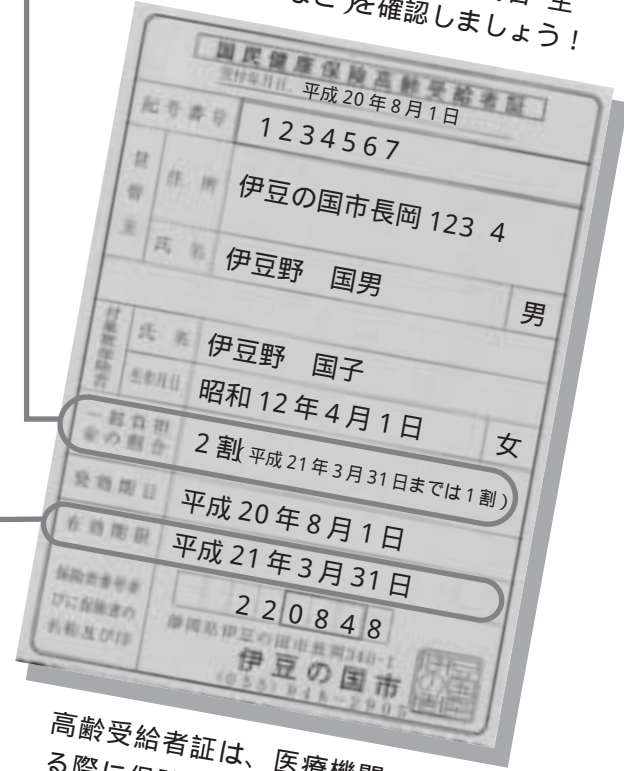
自己負担割合は、住民税課税状況と前年の所得などによって決まります。

自己負担割合

割合	対象となる人
3割	<p>現役並み所得者</p> <p>同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の70歳～74歳までの国保被保険者がいる人 ただし、70歳～74歳までの国保被保険者の収入の合計が2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は1割になります。 (経過措置) 住民税課税標準額が145万円以上かつ収入が383万円以上の国保単身世帯で、世帯内の後期高齢者医療に加入した国保被保険者だった人も含めた収入の合計額が520万円未満であると申請した場合は、高額療養費の自己負担限度額のみ『一般』が適用されます。</p>
1割*	<p>一般</p> <p>現役並み所得者、低所得者 ・ に該当しない人</p> <p>低所得者</p> <p>同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の人(低所得者 以外の人)</p> <p>低所得者</p> <p>同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税であって、各所得がいずれも0円の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)</p>

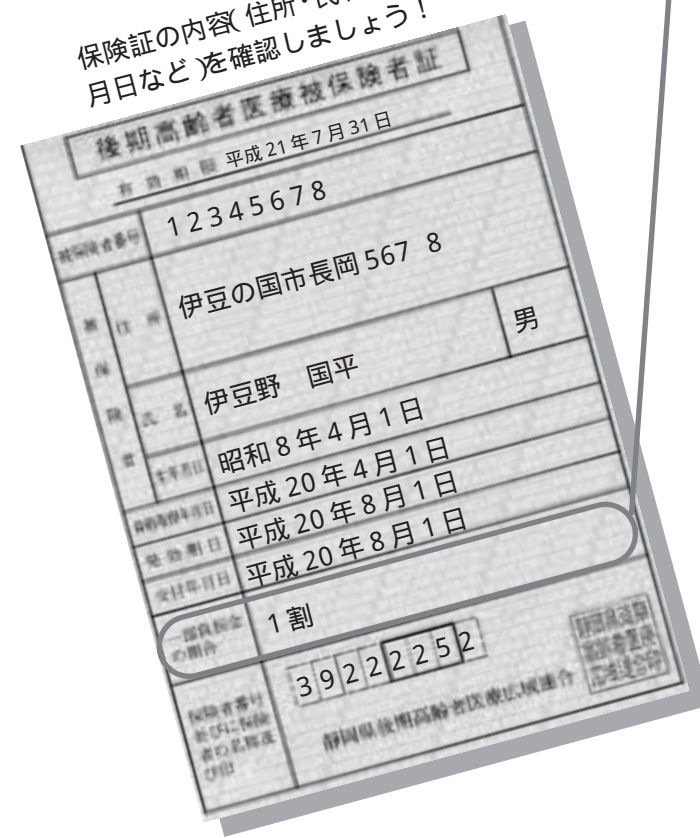
* 1割の人は平成21年4月から一律2割負担に改正されるため、「2割(平成21年3月31日までは1割)」と表示しています。

受給者証の内容(住所・氏名・生年月日など)を確認しましょう!



高齢受給者証は、医療機関で受診する際に保険証と一緒に窓口で提示してください。

保険証の内容(住所・氏名・生年月日など)を確認しましょう!



自己負担割合

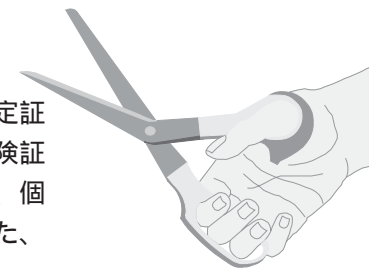
自己負担割合は、住民税課税状況と前年の所得などによって決まります。

割合	対象となる人
3割	<p>現役並み所得者</p> <p>同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人 ただし、後期高齢者医療の被保険者の収入合計が2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は1割になります。 (経過措置) 平成20年8月～平成22年7月未まで、住民税課税標準額が145万円以上かつ収入が383万円以上の後期高齢者医療被保険者(世帯に他の被保険者がいない場合に限る)で、世帯内の70歳以上75歳未満の人も含めた収入の合計額が520万円未満であると申請した場合は、高額療養費の自己負担限度額のみ『一般』が適用されます。</p>
1割	<p>一般</p> <p>現役並み所得者、低所得者 ・ に該当しない人</p> <p>低所得者</p> <p>世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者 以外の人)</p> <p>低所得者</p> <p>世帯の全員が住民税非課税であって、各所得がいずれも0円の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)</p>

現在お使いの限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)も、8月以降は使用できなくなります。減額認定証の交付には申請が必要です。交付を希望する人は国保年金課、葦山・大仁市民サービス課で申請の手続きをしてください。

古い保険証・受給者証などは…

有効期限の過ぎた受給者証や保険証、減額認定証は無効となり使用できません。無効となった保険証等を処分する場合は、細かく裁断するなどして、個人情報が出ないように十分ご注意ください。また、市役所へ返却していただいてもかまいません。



有効期限

年齢などにより医療制度が変わるため、有効期限は必ず確認してください。

昭和8年8月2日～昭和9年3月31日生まれの人

有効期限は75歳のお誕生日の前日です。

75歳になると後期高齢者医療で医療を受けるようになります。

切替時には市役所から保険証をお送りします。

上記に該当しない人

有効期限は平成21年3月31日です。

注意

高齢受給者証の有効期限は毎年7月31日ですが、今回は負担割合の見直しと予定されているため、平成21年3月31日までとしています。4月以降使用する高齢受給者証は来年3月下旬に郵送します。

